

平成29年度第1回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成29年8月22日（火）午後1時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 8階 第1号会議室

1. 開会・局長挨拶

○事務局（榎地域振興部長） お時間となりました。お一方は、おくれるというご連絡がございましたので、これから始めさせていただきたいと思います。

本日は、大変お忙しい中、また、大変天候の悪い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまより、平成29年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催させていただきます。

私は、札幌市市民文化局地域振興部長をしております榎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この審議会は、平成21年6月に設立してございまして、前の委員の任期が本年6月25日で満了してございます。本日は、新しい任期での初めての開催ということになりますので、しばらくの間私が審議会の進行をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、札幌市市民文化局長の高野から、一言、ご挨拶を申し上げます。

○高野市民文化局長 ただいま紹介のありました札幌市市民文化局長の高野でございます。

きょうは、雨でお足元の大変悪い中、また、大変ご多忙の中、当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございました。

この審議会につきましては、この8月から第5期目ということで、今回は5人が委員を継続して、新たに8人にご就任いただいたということで、今後2年間札幌市の防犯対策のために、どうかお力添えのほどをよろしくお願いいたします。

札幌市では、今、一般刑法犯の認知件数が年々減少しておりますけれども、相変わらず子ども、そして、女性、高齢者を狙った犯罪が後を絶たないでおります。特に、最近では高齢者を狙ったオレオレ詐欺が急増しているということで、先日も高齢の女性が1,400万円の被害に遭ったということで、連日のようにマスコミをにぎわせております。そうした情勢の中で、札幌市では平成27年に策定した第2次犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画に沿ったさまざまな取り組みを進めておりますけれども、今年度は、新たに特に防犯カメラの設置促進や女性の犯罪被害防止に向けた取り組みなどを中心にご審議いただく予定でございます。

きょうは、初回ということで、事務局からの説明が多くなりますけれども、どうかこれからは委員の皆様のそれぞれの見地の中で忌憚のないご意見、ご提案をいただければ幸いです。

本日、私は、この後、別の公務があるものですから退席させていただきますけれども、どうぞご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

○事務局（榎地域振興部長） それでは、高野は他の公務がございまして、ここで退席させていただきます。

〔市民文化局長は退席〕

◎事務局連絡事項

○事務局（榎地域振興部長） 続きまして、事務局から本日の資料並びに留意事項につきまして、お話をさせていただきます。

○事務局（池田区政課長） 地域振興部区政課長の池田と申します。どうぞよろしく願います。

では、最初にお手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日の資料につきましては、上から順番に座席表、次第、委員名簿、資料1の札幌市内の犯罪情勢、資料2の第2次札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の概要、資料3の札幌市における犯罪被害者支援の取り組みについて、資料4の防犯カメラの設置等に関するアンケート結果概要、資料5の（仮称）女性の防犯検討会議の設置についてとなっております。

以上、おそろいでしょうか。

また、資料6の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰についてにつきましては、本日、皆様にお持ちいただくようご案内しておりましたが、お忘れの方はいらっしゃいませんでしょうか。

続きまして、留意事項ですが、本審議会につきましては、公開となっております、議事録の作成や広報等に利用するため会議内容の録音と会場の撮影をさせていただきます。ご発言いただきます場合につきましては、必ずお手元のハンドマイクをお使いいただきますようお願い申し上げます。

なお、皆様方の委員への委嘱につきましては、まことに勝手ながらお手元の委嘱状配付にてかえさせていただきたいと存じます。

留意事項の説明は以上になります。

本日ご出席の委員につきましては、現在、國本委員がおくれておりますけれども、13名中12名ご出席の予定でございます、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則第5条第3項に基づく定足数を満たしておりますので、この会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。以上でございます。

○事務局（榎地域振興部長） 資料の一番最後に、当審議会の規則をつけてございます。後ほど出てきますので、こちらもご参照いただければと思います。

2. 自己紹介

○事務局（榎地域振興部長） それでは、次第に従いまして、本日は第1回目でございますので、各委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。皆様のご専門などをお話しいただきたいのですが、本日はいろいろと盛りだくさんになっておりますので、ここではお名前とご所属をお伝えいただければと思います。お手元の名簿の順に、國本委員がお見

えになっていらっしゃいませんので、恐れ入りますが、佐藤委員から巽委員ということで、席の順番で自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、本日、山崎委員は所用により欠席となっております。

それでは、恐れ入りますが、佐藤委員から順番をお願いいたします。

○佐藤委員 公益財団法人北海道防犯協会連合会の専務理事をしております佐藤と言います。

前職は警察官で、退職した後、今言った防犯協会連合会にお世話になっております。この委員につきましては、前任者から1年引き継いで、その後2年というふうに、今度で5年目になるところです。よろしくお願いいたします。

○巽委員 公募委員の巽と申します。

仕事は、行政書士をしております、成年後見などの契約をして、高齢者のために活動しています。あとは、市民活動として子どものために社会活動をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中委員 T O A株式会社札幌営業所の代表をしております田中と申します。

私どもT O A株式会社は、本社は神戸にあるのですが、創業80年のうちの40年は、監視カメラをつくって売ってしております。その辺の国内メーカーとしてのノウハウ等ありますので、何かお力になればと思ひまして、今回、委員をさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。

○田畑委員 白石区の北白石地区にございます北郷親栄第一町内会の会長をしております田畑と言います。よろしくお願いいたします。

○行方委員 公益社団法人札幌市消費者協会の行方と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○馬場委員 北海道防犯設備士協会で副会長を務めさせていただいています馬場と申します。

会社は、防災コンサルタントという会社で、防災設備、防犯設備の設置や保守点検をやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤本委員 藤本昭雄と申します。

ボランティアとしまして保護司をやっておりまして、現在、札幌保護司連合会の会長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦委員 三浦勤と言います。

自動車会社に勤務しているのですが、定年になりましたので、今はアルバイトということで勤めております。活動としましては、白石区平和通にあります旭町内会で警防部長ということで、ことしで4年目ですが、まだわからないことがあり、今回こういう委員会に応募いたしました。よろしくお願いいたします。

○水谷委員 N P O法人北海道C A Pをすすめる会の水谷真理子と申します。

子どもへの暴力防止プログラムC A Pというものを提供している団体です。昨年までは、

代表の木村がこちらの委員をしていましたが、ことしの4月から、当会はNPO法人ということで、私が事務局長になりましたので、ことしから参加させていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田委員 吉田敏雄と申します。

昨年、大学を定年退職いたしました。在職中は刑事法を担当しておりました。よろしくお願いいたします。

○和田委員 北海道絆menづくりプロジェクト副幹事長をやっております和田と申します。

プロジェクトの活動としましては、特に北区屯田地区なのですけれども、地域の防犯活動、それから交通安全の活動を会員150名程度と一緒にやっております。どうぞよろしくお願いいたします。

○國本委員 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター北海道被害者相談室の副理事長をしております國本でございます。

当センターは、犯罪被害者の早期援助団体として北海道公安委員会から指定を受けていることと、北海道の犯罪被害者等総合相談窓口を併設している団体でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（榎地域振興部長） 皆様からは、それぞれのお立場から、ぜひ忌憚のないご発言、ご意見をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

改めまして、市民文化局地域振興部長をしております榎と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（本間男女共同参画室長） 男女共同参画室長の本間でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（池田区政課長） 改めまして、地域振興部区政課長の池田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 地域振興部区政課地域防犯担当係長の後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（西中地域防犯担当主査） 地域振興部区政課地域防犯担当主査をしております西中と言います。よろしくお願いいたします。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） 男女共同参画室男女共同参画課のヴィーライアンと申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（榎地域振興部長） このメンバーで事務局をさせていただきますので、今後どうぞよろしくお願いいたします。

3. 会長及び副会長選任

○事務局（榎地域振興部長） 引き続きまして、次第3に移ります。

今回の審議会委員は13名の皆様で構成されておまして、このメンバーで2年間ご審議をいただくこととなりますが、まず、この会の進行を務めていただく会長を選任させていただきたいと思っております。

先ほどの資料の最後に審議会の規則をつけてございますけれども、こちらの第3条により、委員の互選によって会長を定めることになっておりますので、委員の皆様から立候補またはご推薦をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、事務局からご推薦を申し上げたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(榎地域振興部長) それでは、事務局としましては、吉田委員を推薦させていただきたいと思っております。

吉田委員は、北海学園大学名誉教授を務められており、防犯と非常に密接に関係がございます刑事法を専門分野にされておまして、本審議会の委員も今回で2期目ということで、前期でも会長を務められていらっしゃいました。また、他の附属機関におきましても公職などを務めていらっしゃる経験もございますので、円滑な議事運営をしていただくに当たりまして適任かと考えているところでございます。

皆様、ご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり・拍手)

○事務局(榎地域振興部長) ありがとうございます。

それでは、吉田委員に審議会の会長をお願いしたいと思います。

では、吉田会長、会長席へ移動をお願いいたします。

[会長は所定の席に着く]

○事務局(榎地域振興部長) それでは、ここで、会長就任のご挨拶をお願いしたいと思います。

○吉田会長 ただいま選出されました吉田と申します。

前期も会長を務めさせていただいたのですが、今期も会長を務めさせていただきます。この職責は、適正な議事進行に努めるということだと思いますので、それに徹して、できるだけ公正にやっていきたいと思っています。皆様のご協力をお願いいたします。

続いて、副会長の選任になるのですが、これにつきましては、皆さんお手元にあると思いますが、規則の第3条第1項に、審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定めるとなっております。互選ということですので、皆様の中から自薦または他薦がございましたら、手を挙げていただきたいと思います。

特にございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 なければ、私から推薦したいと思います。先ほどの名簿にもありましたように、佐藤邦昭委員は北海道防犯協会連合会の専務理事をされており、この方面で大変な

ご活躍をされているということと、特に、篤志家の防犯活動の指導者育成にも当たられているということで、本審議会の副会長として適任ではないかと判断いたします。前期も佐藤委員は副会長を務められていたということもございますので、今期も引き続き副会長ということでいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉田会長 それでは、佐藤委員に副会長をお願いしたいと思います。

副会長、どうぞこちらへご移動をお願いします。

〔副会長は所定の席に着く〕

○吉田会長 では、副会長として就任のご挨拶をお願いいたします。

○佐藤副会長 先ほど自己紹介をしましたが、道警本部の2階に事務所を設けております北海道防犯協会連合会で仕事をしております。地域の防犯ボランティアの支援とか、全道規模の道民大会などを主催しています。

資料として、防犯協会の仕事ということで資料を持ってきまして、後でお配りいたしますので、見ていただければこんな仕事をしているのだなとわかっていただけたと思います。

会長を補佐して、2年間、しっかりやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、次第の4に移るのですが、本日は7のところ有功労者表彰についての審議がございます。これは、個人情報扱う関係上、この議題のときには関係者以外の方は席を外していただくことにしたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉田会長 では、そういうことにさせていただきます。

4. 議 事

○吉田会長 それでは、続きまして、4に移らせていただきます。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（西中地域防犯担当主査） それでは、私からご説明させていただきます。

お手元の資料1、札幌市内の犯罪情勢をごらんください。

まずは、1番、札幌市内の刑法犯認知件数の推移についてでございます。

刑法犯とは、窃盗や暴行、傷害といった犯罪を言いまして、刑法犯の認知件数が治安の目安の一つと言われております。

資料1の青色の棒グラフが札幌市内における刑法犯認知件数の推移をあらわしたものになっております。

平成28年中、札幌市内における刑法犯認知件数は1万5,422件ということで、平成27年と比較しますと1,280件の減少となっております。ごらんいただいておりますとおり、札幌市内における刑法犯認知件数は、平成13年から15年連続で減少してお

りまして、平成17年の4万1,290件と比較しますと、約62%の減少となっております。

そして、本年における刑法犯認知件数ですが、表にありますとおり、本年6月末現在で6,117件で、昨年の同期と比較しまして1,207件、約16.5%の減少ということで、本年に入っても減少傾向となっております。

続いて、2番の刑法犯の罪種別認知状況についてご説明いたします。

刑法犯は大きく分けると、窃盗犯、凶悪犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、その他の刑法犯に分類されております。表に記載しておりますとおり、この中で窃盗犯が最も多く、本年6月末現在で3,901件で、全体の約64%を占めております。そして、罪種別では、窃盗犯、凶悪犯、その他の刑法犯というのは減少傾向にありますが、粗暴犯、知能犯、風俗犯といった犯罪は増加傾向となっております。

続いて、3番の振り込め詐欺の認知状況になります。

局長からのご挨拶でもありましたが、本年に入りまして振り込め詐欺が多発しており、極めて厳しい状況となっております。本年6月末現在における札幌市内の被害状況は、認知件数は61件、被害額は約1億400万円で、昨年の同時期と比べますと25件、約3,500万円の増加ということで、大幅に増加しております。特に、オレオレ詐欺の被害が多くなっておりまして、6月末時点で40件、約8,880万円の被害で、昨年の同時期と比べると倍以上ふえている状況となっております。

最後に4番、子どもに対する声かけ事案の状況になります。

声かけ事案とは、13歳未満の子どもに対する声かけとか、つきまとい、身体接触など、いわゆる不審者事案のことを指しております。この状況ですが、本年6月末現在の声かけ事案の件数は252件で、昨年同期と比較しまして94件、約59.5%という大幅な増加となっております。

以上で私の説明は終了させていただきます。

○吉田会長 ただいまの事務局のご説明に対して、ご質問などはございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉田会長 なければ、次第5に移ります。

札幌市の取り組みについてです。事務局からお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 改めまして、区政課地域防犯担当の後藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、犯罪のない安全で安心なまちづくり等の基本計画についてご説明させていただきたいと思っております。

初めに、基本計画の資料をごらんになる前に、次第と一緒にお配りしております右上に参考と書かれた札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例をごらんください。

こちらは、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する基本理念を定めておりまして、

市民、事業者、そして、市のそれぞれが努める役割を掲げているものでございます。そして、次のページになりますが、第7条におきまして、市長は、関係機関との連携を図りながら安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとするとしておられて、この規定に基づいて策定されたものがこれからご紹介する基本計画になっております。

また、この基本計画につきましては、こちらの条例の第13条に基づきまして、審議会の皆様に当計画について調査、審議等をお願いすることとなっております。このたびにつきましても、忌憚のないご意見をお願いできればと思っております。

それでは、中身についてご紹介いたします。

資料2をごらんください。

まず、この計画の目的ですけれども、こちらは、先ほどの条例にもありましたとおり、札幌市では、市民、事業者、市が一体となって防犯力を高めていくことにより、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちの実現を目指しているところでございます。

対象や計画期間というものは、ごらんのとおりになりますけれども、策定が平成22年度から行われまして、ことしがちょうど2次計画の策定から3年目を迎えたという状況でございます。

取り組み内容につきましては、その下の4番目以降に順次ご紹介しておりまして、こちらにございますとおり、本計画では一つの基本目標と二つの成果指標を基に三つの基本方針で構成されております。それぞれの方針ごとに、特に注力すべき取り組みを重点施策ということで掲げておりまして、それぞれに数値目標を立てているという構成になってございます。この重点施策に関するものを色分けしており、紫色の文字で書かせていただいております。また、2次計画から掲載することとなった事業を赤文字に分けまして、本日は、お時間の都合もございまして、こちらを中心にご紹介させていただきたいと思っております。

それでは、4の計画構成をごらんください。

一つ目は、みずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に関する関心を高めるということで、防犯に関する出前講座などを中心に進めているところでございます。このほか、かねてより問題となっております女性や高齢者が犯罪被害を防止するための取り組みを進めていくこととしております。また、出前講座の実施につきましては、年間の実施回数60回というふうに重点施策として掲げており、昨年度はトータルで73回行うこととなりまして、計画上の達成目標は何とか達成をした状況でございます。出前講座の実施回数が高い回数で推移しているという状況でございまして、この要因としましては、昨今問題となっております振り込め詐欺とか子どもないし女性の犯罪被害防止といったことが依然として市民の皆様が高く関心を持っていただいていることのあらわれではないかと考えております。

それでは、次のページをごらんください。

こちらは、基本方針2として掲げておりまして、みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくるということで、地域における防犯活動の促進を中心に地域安全サポーターズ登録制度の拡充や日ごろ地域での防犯活動に熱心に取り組まれていらっしゃる皆様への功労者表彰などを行っているところでございます。

地域安全サポーターズ登録制度は、事業者の皆さんによる防犯の取り組みを支援するというものでございまして、登録していただく事業者を700ということで目標を掲げていますところ、現在、これを大きく上回って1,600もの事業者にご登録をいただいたところでございます。

それでは、次のページをごらんください。

こちらは、基本方針3になります。犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるということで、環境面から防犯性を高めるという取り組みでございまして。

その主なものが一昨年より開始しております札幌市子ども110番の家支援事業になります。子ども110番の家は、既にご存じの方も大勢いらっしゃるかと思いますが、子どもたちが登下校時などに不審者からの声かけや痴漢、またはつきまといといった行為を受けたり、受けそうだという身の危険を感じたときに避難場所として駆け込んでいただき、一時的に保護を受け、場合によっては警察に110番通報していただくためのセーフティステーションとなりまして、目印として「子ども110番の家」または「SOS」などと書かれたステッカーを掲示していただいているということでございます。こうしたステッカーの張られた建物が広がることによって、地域で見守り体制が充実しまして、事案の発生時に駆け込みやすくなるだけではなく、ステッカーが多く張られているという状況をもって犯罪者の入り込みにくい地域づくりといったことにもつながりまして、犯罪抑止にも効果につながるというものでございます。

そのほか、2次計画からの取り組みとしましては、暴力団排除の推進に関する条例に基づき、市が事業の委託とか物品の購入などを行う際に必ず相手方となる事業者には暴力団とかかわりがないかどうかというのを事前に調査して、あるいは、地域で暴力団排除の取り組みを行う者への支援を実施することとしているところでございます。

重点施策につきましては、下に書いてありますが、子ども110番の家支援事業対象事業としまして、目標としては2万件を掲げておりますところ、現在は約7,000件の登録をいただいている状況でございます。

以上、駆け足になりましたけれども、犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の概要についての説明を終わらせていただきたいと思います。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

○藤本委員 この中の、駆け込みステッカーについて、まちでは非常に少なく感じていますので、ことしの行事として、保護司会もできれば参加したいと思っておりますので、この取り扱い等について、後で詳しく教えていただきたいと思います。よろしくお願

いたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 子ども110番の家の登録のご検討をいただけると
いうことで、ありがとうございます。

追って、中身につきまして詳しいご説明をさせていただきたいと思いますので、どうぞ
よろしくお願いいたします。

○異委員 先ほどの子ども110番の家についてですけれども、こちらの実際の利用とか
駆け込みの状況などはわかっていらっしゃるのでしょうか。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 昨年から制度を開始しまして、内容については、逐
次、地域から情報をいただく形をとっているのですけれども、現在、実際に駆け込みがあ
ったとか事件があったという報告は今のところ私のほうでは受けていない状況です。

○吉田会長 そのほかにご質問はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉田会長 なければ、先に進めさせていただきたいと思います。

次は、犯罪被害者支援状況です。

これにつきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） 犯罪被害者支援を担当しております男女共同
参画課調整担当係長のヴィーライアンでございます。

私からは、平成28年度の犯罪被害者支援の取り組み状況についてご報告をさせていた
できます。

それでは、お手元の資料3をごらんください。

初めに、1番目の相談事業についてご説明いたします。

男女共同参画室では、平成22年度より犯罪被害者支援の総合窓口を開設し、被害に遭
われた方たちへそれぞれの事情に合った相談窓口や関係機関の支援について情報提供を行
っております。

続いて、二つ目の性暴力被害者支援センター北海道SACRACHについてございま
す。

こちらは、平成24年から北海道と共同で設置している窓口でございます。

資料の裏面をごらんください。

SACRACHは、性暴力、性犯罪被害の相談と必要な支援をできる限り1カ所で提供
し、被害者の心身の負担を軽減できるようにと開設され、医療機関などと連携した総合的
な支援を行っております。

相談件数は、平成26年度、27年度と横ばいの状態でしたが、昨年度は少し
減少しております。

資料中ごろにございます3の（2）年代の表をごらんください。

下段の被害時年代は、10代、20代、30代の被害が多くなっておりませんが、上段の
相談者の年代は、20代、30代、40代が多くなっております。また、その下の表（3）

加害者との関係では、多くが知人や友人、家族など顔見知りからの被害であることがわかります。これらのことから、子どものころや若いころに受けた被害をこれまでどこにも誰にも相談できなかったという状況、また、知り合いである加害者とのその後の関係を配慮し、性被害は相談しにくく、被害が潜在化しやすいという傾向が見られます。そこで、SACRACHを知っていただき、早期の相談につなげるための広報活動が重要となります。資料右上にございますピンクと紫のデザインがございますが、こちらは、昨年度に新しく作成したステッカーです。市役所、区役所、区民センターなどの関係施設のほか、パートナー企業にもご協力いただき、女性トイレや多目的トイレの個室に張っていただいております。また、SACRACHの帯広告を地下鉄車内に掲示したり、オントナやシティライフという地域情報誌へ広告を掲載するなどの周知も行っていました。

次に、資料の表面に戻っていただき、6番目でございます研修ですが、こちらは犯罪被害者の理解と安全で安心なまちづくりへの取り組みを知ることを目的として、市職員を対象とした研修を本年2月に実施したものでございます。講師には、交通事故で奥様を亡くされた犯罪被害者遺族の方と北海道警察本部犯罪被害者支援室主幹の臨床心理士をお招きして、被害に遭われた方の実情や支援する者に求められることについてお話をいただきました。

市役所は、市民にとって最も身近な行政の窓口であり、犯罪被害者等支援への配慮の視点を持って業務に取り組むという意識の醸成の場になったと考えております。

最後に、7番目でございますが、例年11月25日から12月1日は犯罪被害者週間とされており、それに合わせて関係機関がJR札幌駅での街頭啓発を実施いたしました。

私からの報告は以上になります。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対するご質問はございませんか。

○國本委員 女性のための性暴力相談事業について、(5) 目的、性暴力による被害者に必要な総合的な支援を可能な限り1カ所で提供することと書かれておりますけれども、内訳を見ると、1カ所でやったのか複数箇所かというのが全然見えてこないのです。これは、どこでどういう支援をされているのか、統計はとられていないのですか。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） どこでどれぐらいというのは……。

○國本委員 可能な限り1カ所で提供することによりというのは、例えば、病院拠点型とかセンターはたくさんあると思いますけれども、どこでどういうふうな支援をされているのかが全然見えてこないのです。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） まず、SACRACHというのは、病院拠点型ではなく、相談支援センター拠点型になっております。確かに、病院拠点型の中に相談支援センターの事務所がございまして、物理的に1カ所でということにはなるのですけれども、今のところ、札幌市と北海道でやっておりますSACRACHについては、病院拠点型にはなっておりません。相談を受けたり助言をしたりということは支援センターの中

のでできるのですけれども、病院に行くとなると、実際に病院に行ってもらわなければいけない状況にあります。ただ、職員が付き添い支援についていったりもできますので、警察に行くにしても、病院に行くにしても、弁護士ところに行くにしても、職員がついて行って支援をすることができますので、物理的に1カ所というわけではないですが、1カ所の相談支援の職員がきちんとお世話というか、対応するという形で、できる限り1カ所という表現にさせていただいております。

○國本委員 要するに、SACRACH1カ所というイメージでよろしいですか。相談を受けるのは、SACRACH1カ所というイメージですか。

できる限り1カ所で提供すると書かれているので、この1カ所の意味が変わってきますね。SACRACHという相談支援センターと病院または警察ということですね。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） そうですね。SACRACHを中心として、このSACRACHの職員が中心となって、あちこちと連携をしてという形になっております。

○國本委員 では、センター連携型というイメージでよろしいですか。センターが中心になって連携して支援をするというイメージですか。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） センター連携型となりますと、国で決めている定義とは違うものになります。センター連携型は、別の県でやっている形になりますので。

○國本委員 可能な限り1カ所でとわざわざ文言として書かれているので、では、この場所というのは、例えば、病院なら病院だけでやるものなのか、それとも、センターならセンターだけでやるものなのかという認識なのか、それとも、病院拠点型のような物理的に1カ所でやるものなのか、この1カ所とはどうなのかということがあったのですけれども、もうちょっと詳しく説明してもらえますか。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） できる限り1カ所という言葉は、国で決めているワンストップ支援センターという言葉から来ているのです。ワンストップ支援センターの中にも3種類ありまして、先ほど國本委員がおっしゃった病院拠点型、私どもの相談支援センター拠点型、数的には少ないのですが、相談センター連携型というものがあるので、その全部を含めてワンストップ支援センターと国では言葉の定義として決めています。物理的に場所が1カ所となると、病院拠点型になると思うのですけれども、国の言葉の定義にのっとって、相談支援センターをつくって、そこを中心として支援を行っていくということで、ワンストップ支援センターという言葉から、できる限り1カ所という表現を使わせていただいております。

○國本委員 要するに、国がワンストップと言っているから、言葉的にワンストップ、できる限り1カ所という言葉を使っているという認識でよろしいですか。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） そうです。

○國本委員 わかりました。でも、実質は1カ所ではないということですよ。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） 病院拠点型ではないので、物理的な場所としては、診察をするのはSACRACHでは無理なので、実際に付き添って病院に行ったりしている状況です。

○國本委員 わかりました。ありがとうございます。

○吉田会長 ただいまのご質問にいて、皆様の中で、このセンターについてご存じの方がおられましたらご説明をお願いしたいと思いますけれども、特にないですか。

○佐藤副会長 逆に、1カ所で全てできるところはあるのでしょうか。

お医者さんもいる、司法の関係もいる、いろいろな相談も受けるというところは逆にあるのででしょうか。1カ所で完結できるというところがですね。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） 道内にはもちろんないのですが、道外で病院拠点型と言われる方式をとっているところでは、お医者さんがいて、相談員がいてというところまではできています。ただ、弁護士はその場所には入っていません。

○佐藤副会長 基本的には、法的な部分とか事件というものは、どこかにつながなければできないということですね。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） そうです。

○佐藤副会長 わかりました。

○國本委員 私が聞いた範囲では、病院拠点型で、病院の中にお医者さんがいて精神的なケアができる、弁護士も来てくれる、来てくれれば常勤している必要はないので、必要なときに必要な法的なアドバイスを受けられる、警察も必要があれば警察が来てくれて事情聴取をしてくれる、そういう1カ所という意味で捉えていたのですが、ちょっと違うということがわかりました。

○馬場委員 SACRACHのピンクと紫のステッカーは、いただけるものなのでしょうか。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） どちらかに掲出をご協力いただけるということでしたら、ご連絡いただければお送りさせていただきます。

○馬場委員 例えば、私の会社に張りたいということでも大丈夫ですか。

○事務局（ヴィーライアン調整担当係長） ぜひ、よろしく願いいたします。

○吉田会長 それでは、先に進めます。

次は、次第5の（3）防犯カメラ設置促進に向けての取り組みについてです。

これについて、また事務局からお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長） 改めて、私、後藤から、防犯カメラの設置促進に向けた取り組みについて、ご説明させていただきたいと思います。

資料はアンケートの形になっております資料4ですけれども、今回、新しく委員になった方がたくさんいらっしゃいますので、こちらの背景を改めてご説明差し上げたいと思います。引き続き委員となっていられる方には繰り返しの話にはなりますけれども、どうぞご容赦いただければと思います。

まず、防犯カメラの設置の取り組みに対する支援ですけれども、札幌市では、現在、商店街が公共空間の安全性を高めるといった目的のために設置をするという取り組みへの補助は既に行っているのですが、町内会などの地域団体が防犯カメラをつけて防犯の活動をするということに対しては、実質、補助する仕組みはない状況です。

一方、市外に目を向けますと、地域の安全・安心を保持するために防犯カメラを設置して犯罪抑止を高めようという方法が有効だという考えが広まっておりまして、平成29年4月現在では全国20の政令指定都市のうち18の都市、具体的には札幌市と静岡県浜松市を除いた全ての政令指定都市で実施または実施済みという状況です。

こういった状況から市議会でも導入に関する提案があったところでございまして、これを受けて、市民の意識調査を通じて防犯カメラに対する認識を図るということとなりまして、そのニーズが高かったことを確認したということとを前回ご説明差し上げたところです。

その後、前回の審議会では、ニーズ調査の結果を受けて、これから町内会の皆様に実際にアンケートをとるというところまでお話ししまして、その結果を本日お示ししているところでございます。

それでは、資料4をごらんください。

まず、冒頭の設計というところですが、こちらの調査は、市内の全単位町内会、あるいは自治会長の合計2,210名にアンケート用紙をお送りしまして、郵送にてご回答いただく形をとりました。その結果、58.35%の1,289人からご回答をいただいたところでございます。

その結果を順に調査結果でお示ししています。

まず、問いの1番にございます防犯カメラ設置補助制度の仕組みがあった場合、それを利用して設置したいですかという問いを行いましたところ、全体のおよそ33%に当たります427人から設置したいというご希望があったところでございます。全体が2,210件ですので、トータルでいきますと約2割といった数字になろうかと思えます。

続きまして、問い2番は、設置したいと答えられた方につきまして、町内会で防犯カメラを設置する場合、何台くらいの設置を考えておられますかという問いを行いましたところ、3台から4台が最も多く、次いで一、二台という結果になりました。また、その下の問いの3番は、逆に、設置しないを選んだ方にその理由を伺ったものですが、こちらについては資金面に対する懸念、設置費用や維持管理に関する費用への懸念といったものが最も多くありまして、設置しないを選択された方の実に7割ほどを占める結果になっております。

続きまして、問い4番ですが、こちらは自由意見ということで記載をお願いしているものを内容によって分類させていただいたものでございます。補助制度について前向きな方、否定的な方、ないし自由意見として分類しているのですけれども、まず、肯定的な意見を書いておりまして、補助制度や防犯カメラの設置というものに対して前向きな回答であると考えられるものをご紹介します。前向きな意見は、全体で243件の回答をいた

だいております、必要性、有効性を順次書いていただいております。

続きまして、裏面に移りまして、否定的、消極的な回答が全部で163件ございまして、やはり、まだ制度が具体的に見えないということもございまして、まずはその内容を見てから決めるという、様子見を考えていらっしゃる場所も182件ということで順次出ているところでございます。否定的な意見は、費用面、管理体制が難しいといったもの、地域の現状から、防犯カメラを設置するまではいかないのではないかという意見も出てきているところです。あとは、(3)の様子見については、制度が具体的に決まってからとか、防犯とプライバシー保護の両面を考えていく必要がございまして、その板挟みに遭い少し時間がかかるだろうといった慎重なご意見があることがわかりました。

そのほか、防犯カメラに関する以外で、防犯の取り組みに対して書いていただいたものを一般、要望と分類しておりまして、一般の中には、防犯の施策、取り組みということについて交番を取り上げたお話とか、地域の活動の現状についてのお話を書いていただいた方がございました。

また、防犯の取り組みに関する要望は、青色防犯パトロールなどの購入補助や、日ごろの防犯活動に対する補助があればいいのというお話を何件かいただいているところでございます。

以上のことをもちまして、前段で行っております意識調査の結果と比較しますと、カメラの設置に対しては、比較的慎重な立場をとられているところが多いということがわかり、特に、費用負担に関する不安が大きいことが確認されました。

こういった調査結果を踏まえまして、現在、制度導入の可否につきましては、慎重に内部で検討させていただいております、中身につきましては、決まり次第、改めてお示しさせていただく予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは以上になります。

○吉田会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に対してご質問がありましたらお願いいたします。

○田中委員 今、後藤係長からご説明いただいた中で、調査結果の問い1に補助制度があった場合というのがあります。この補助制度とは、具体的にどれぐらいの補助をするかという条件も出されたアンケートになっていたのでしょうか。

○事務局（榎地域振興部長） こちらは、まだ具体的な内容が固まっていないことなので、私どもからは具体的な割合はお示ししない形でさせていただいております。

○田中委員 行ったり来たりでごめんなさい。最後の防犯カメラ設置助成制度について提案のあった意見の中に、補助の負担は3分の2以上で町内会は10%程度となれば導入が進むと思うという意見もあったというところを見ると、条件によっては、先ほど70%が資金の問題とありましたので、このあたりの意識が変わってきそうというイメージなのですか。

○事務局（榎地域振興部長） このアンケートのときに具体的にお示ししていなかったの

で、なかなかご検討しづらかった部分があったのではないかと考えております。そこら辺のところをきちっとお示しすることができれば、具体的にどのぐらいの負担が実際に町内会なりで必要になってくるかということをご検討いただけることになりますので、やってみようかということをご具体的に考えていただけたら出てくるかなと考えております。

○田中委員　そういう内容のアンケートだったということですね。わかりました。

○佐藤副会長　1件確認ですが、このアンケートについては、町内会の連絡協議会で説明して町内会へ郵送して調べたということですが、あくまでも回答者というのは、ここに書いてある町内会や自治会長個人の意見ということでしょうか。それとも、その中で検討された結果がまとまったということなのか。会長とか自治会長の立場にある個人の意見の集約ということでしょうか。

○事務局（楨地域振興部長）　町内会の中で具体的に議論するには情報が少な過ぎて、そこまではなかなか難しいかなということで、一旦、町内会長なり防犯を担当されている方の意見などを中心にご回答をお願いした状況です。

○國本委員　防犯カメラというのは、どれぐらいの値段がするものなのでしょうか。そこが一番大きいと思います。補助が何%あればいいということもそうだと思いますが、町内会費を集めてそこから出すという金額と、ここの防犯カメラを運用するのにこれぐらいかかるということがわからないと、結局、回答できなかったのではと思います。様子見というのは、意外にそういうこともあったのではと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（楨地域振興部長）　実は、このアンケートをさせていただく際に、どのぐらいの経費がかかるかというのは資料としてつけさせていただいてございます。

実は、防犯カメラというのは、ぴんからきりまでといたしますか、物によっては20万円ぐらいから六、七十万円するようなものまでございます。また、物によっては維持管理費がかかるものもあります。一般的なものとしましては、他都市の例を見ましても、1台20万円ぐらいでつけられるものが多いということで、それぐらいの経費になるというものを資料で簡単にお示しさせていただいております。

○吉田会長　そのほかにございせんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉田会長　なければ、先に進めさせていただきます。

次は、次第6です。（仮称）女性の防犯検討会議の設置について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（後藤地域防犯担当係長）　それでは、次第6の（仮称）女性の防犯検討会議の設置について、引き続き、私から説明させていただきたいと思います。

実は、こちらも前回の審議会でご紹介という形でお示しさせていただいたところだったのですけれども、その内容がある程度まとまってまいりましたので、今回はご審議いただきたい議題としてお出しさせていただきました。続けてご参加いただいている委員の皆様には、一部、内容の重複となってしまいますけれども、どうぞご容赦いただければと思い

ます。

それでは、資料5をごらんください。

1番目に被害状況等として出ておりまして、20政令指定都市のうち人口の多い順から上位10都市に限定して紹介しているものとなっております、札幌市は、刑法犯の認知件数が6番目ということで、人口上位10都市の中では比較的后方に位置しているという状況でございます。

ただ、いわゆる、わいせつ犯といった風俗犯の女性を対象とした犯罪が、犯罪認知件数が最も多い大阪に次いで2番目に多いという特徴があります。さらに、風俗犯といいますと、いわゆる性道徳に反する罪ですから、このほかにバックのひったくりといった窃盗罪などのもろもろの犯罪を加えていくと、さらに多くの犯罪が発生している状況が確認できます。

こうした状況から、女性の皆様による女性のための防犯をテーマとして検討する機会を設けるべきではないかと私どもでは考えていまして、前回の審議会でお示しさせていただきました。

また、女性の皆様によるこういう検討する会議はほかの市でも行われているところがありまして、福岡市では平成23年に女性目線による性犯罪防止検討会を開催し、NPO団体、学校の先生を初め、さまざまな関係団体、関係者にお集まりいただいて、提言やいろいろな啓発活動を行ったりということを確認しているところですが、札幌市としまして、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例の第13条第7項、先ほどご紹介いただきました審議会に関する条項に基づきまして、審議会の内部に部会を設置させていただきまして、こちらのテーマのご審議をいただければと考えているところでございます。

2の設置目的にありますとおり、女性が被害に遭いやすい犯罪の特徴を踏まえまして、女性の意見を取り入れた対策を講じるべく部会を設置していただければと考えているところでございます。

資料の裏面に、委員の名簿を案としてお示しさせていただいております。こちらにございますとおり、審議会の女性委員を初め、そのほかに幅広くいろいろな見地から意見をいただければと考えておりまして、臨時委員という形で入っていただいて、一緒にお話を進めていければと考えております。

冒頭にございました犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会規則の第7条に部会について書かれております。部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過、結果を審議会に報告するとなっております、特定の議題につきまして部会を設定し、こちらをもってお話をさせていただければと考えておりまして、その名簿の案をお示ししております。

したがいまして、今回、部会設置につきましてご承認をいただければ、審議会内の女性委員の皆様に加え、審議会規則の第4条にございます臨時委員の条項に基づきまして、

こちらの4名に臨時委員という形でご参加いただければと考えているところでございます。

表面にお戻りいただいて、3番目の位置づけ・構成でございます。

こちらに記載されておりますとおり、部会が立ち上がりましたら、こちらの方を基本計画にある犯罪被害防止会議に位置づけさせていただきまして、委員の皆様による意見交換を通じ、さらに、女性に有益な情報をまとめた防犯ハンドブックの作成を考えておりまして、まずはこちらに対するご審議を行っていくことができると考えております。

駆け足になりましたけれども、私からの説明は以上となります。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○吉田会長 まず、臨時委員についてですけれども、条例の第13条第2項の6に、特別の事項等を調査審議するために必要があるときは審議会に臨時委員を置くことができるという規定になっております。したがって、先ほどのご説明ですと、資料5の裏面に臨時委員として4名の名前が挙げられております。市村さん、小野寺さん、駒木さん、前野さんという方々を臨時委員とすることでご異議ありませんか。

○事務局（榎地域振興部長） 済みません。先に部会の設置をお諮りいただいて、その上で臨時委員を選んでいただければと思います。

○吉田会長 それでは、女性の防犯検討会議の設置についてですが、条例の第13条第2項の7に、審議会に必要に応じて部会を置くことができるということと、審議会規則の第7条に、部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告するという規定がございます。

そこで、この規定にのっとりまして、先ほど事務局のご提案にございました女性の防犯検討会議を設置したいと思いますが、どうでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉田会長 それでは、設置することといたします。

次に、臨時委員についてですが、事務局が指名するのですか、審議会で選ぶものなのか。

○事務局（榎地域振興部長） あくまでも事務局の提案でございますので、もしこれでもよろしければという趣旨でございます。

○吉田会長 それでは、先ほどの4名でよろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○吉田会長 審議会としては、この案を承認することにさせていただきます。

これで設置されるわけですが、部会の部会長を決めなければならないわけですね。審議会規則の第7条の3、部会に部会長を置き、会長がこれを指名するとなっておりますので、会長が指名することになっているのですけれども、この検討会議につきましては、女性だけで成り立つということで、その性質上、この検討会議の委員の中から選出していただいて、会長からそれらに基づいて指名する形にさせていただきたいのですが、よろしいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉田会長 では、そういうことにさせていただきます。

そうすると、資料5の裏面にありますが、審議会の女性委員である異委員、行方委員、馬場委員、水谷委員、山崎委員に臨時委員を加えた全9名で部会を構成させていただきたいのですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、そうさせていただきます。

次に、次第7の札幌市安全で安心なまちづくり功労者表彰についてに入りますが、先ほども申しましたとおり、個人情報が入っていますので、非公開とさせていただきます。もし関係者以外の方がおりましたら退席をお願いしたいと思います。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

(非公開のため議事録一部削除)

最後に、次第8です。

きょうは、初めての会議ということですが、予定としては、年度内にもう一回ありまして、2年任期ということです。今後、この審議会でこういうふうにしてはどうかとか、何か特別に希望などがございましたら、時間があるようですので、ご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。きょう全体の会議を通しての印象でも結構です。

○行方委員 女性防犯検討会議の設置ということで、今年度から始まるということですが、年に何回ぐらいを予定しているのでしょうか。

○事務局(後藤地域防犯担当係長) 今のところ、年度内で二、三回ぐらい開くことができたらと考えているところでございます。

スケジュール等につきましては、追ってご相談させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○吉田会長 そのほか、ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉田会長 それでは、以上で本日の審議会の議事日程は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、事務局に戻します。

5. 閉 会

○事務局(榎地域振興部長) 吉田会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様にも、長時間にわたるご審議、大変お疲れさまでした。

次回の審議会につきましては、開催日程等は未定でございますので、日程が決まりましたらご案内させていただきたいと思っております。

なお、事前にお配りしました資料の中の表彰推薦調書ですが、中に個人情報が含まれてございますので、大変恐縮でございますが、こちらは回収させていただきます。恐れ入り

ますが、テーブルに置いておくか事務局にお渡しいただくようお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上